

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月29日

岩手県公安委員会

委員長 小野 公代

岩手県公安委員会規則第8号

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岩手県道路交通法施行細則（昭和35年岩手県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(免許証の交付)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>(認知機能検査の申請)</p> <p>第29条の2 [略]</p> <p>(申請用写真の添付省略)</p> <p>第31条の2 施行規則第29条第3項（施行規則第29条の2第3項において準用する場合を含む。）、第30条の9第3項及び第30条の10第2項に規定する申請用写真を添付する必要がある場合は、次に掲げる場所において申請又は申出を行う場合とする。<u>ただし、当該申請又は申出を行う者が、免許証の再交付の申請を併せて行う場合又は免許の効力が停止されている場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(運転経歴証明書の交付等)</p> <p>第32条の3 法第104条の4第5項の規定により運転経歴証明書の交付を受けようとする者は、交付手数料を添えて、運転経歴証明書交付申請書（様式第20号の3）を公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>2～6 [略]</p>	<p>(免許証の交付)</p> <p>第29条 [略]</p> <p><u>(令第33条の6の2第6号の公安委員会がやむを得ないと認める事情)</u></p> <p>第29条の2 <u>令第33条の6の2第6号の公安委員会がやむを得ないと認める事情は、免許証の更新を受けようとする者の責めに帰することができない事由であって、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>自動車運転免許試験場、運転免許センター（第31条の2第1項第2号から第5号までに掲げる運転免許センターをいう。）又は免許証の更新を受けることができる警察署が災害を受けたこと。</u></p> <p>(2) <u>免許証の更新の手續に係る機器等の故障等が生じたこと。</u></p> <p>(3) <u>前2号に類する事由があったこと。</u></p> <p>(認知機能検査の申請)</p> <p>第29条の3 [略]</p> <p>(申請用写真の添付省略)</p> <p>第31条の2 施行規則<u>第21条第3項、</u>第29条第3項（施行規則第29条の2第3項において準用する場合を含む。）、第30条の9第3項、<u>第30条の10第2項及び第30条の13第2項</u>に規定する申請用写真を添付する必要がある場合は、次に掲げる場所において申請又は申出を行う場合とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(運転経歴証明書の交付等)</p> <p>第32条の3 法第104条の4第5項<u>（法第105条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）</u>の規定により運転経歴証明書の交付を受けようとする者は、交付手数料を添えて、運転経歴証明書交付申請書（様式第20号の3）を公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>2～6 [略]</p>

様式第17号の2 (第29条の2関係)

[略]

様式第20号の3 (第32条の3関係)

[略]

[略]	
取消を受けた日	[略]
[略]	

[略]

様式第17号の2 (第29条の3関係)

[略]

様式第20号の3 (第32条の3関係)

[略]

[略]	
取消を受けた日	[略]
又は失効した日	[略]
[略]	

[略]

2 様式第5号の2の12 (第10条の3関係)

[略]	
※ 添付書類	[略]
	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本
	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書
	<input type="checkbox"/> 診断書

[略]

様式第5号の3 (第10条の4関係)

[略]	
※ 添付書類	[略]
	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本
	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書
	<input type="checkbox"/> 診断書
	[略]
	<input type="checkbox"/> 写真2枚(うち1枚は、はり付けてください。)

[略]

様式第5号の4 (第10条の5関係)

[略]

(裏)

[略]
駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても、次のいずれかに該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。
(1) [略]
(2) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
(3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

様式第5号の2の12 (第10条の3関係)

[略]	
※ 添付書類	[略]
	<input type="checkbox"/> 住民票の写し
	<input type="checkbox"/> 診断書

[略]

様式第5号の3 (第10条の4関係)

[略]	
※ 添付書類	[略]
	<input type="checkbox"/> 住民票の写し
	<input type="checkbox"/> 診断書
	[略]
	<input type="checkbox"/> 写真2枚(うち1枚は、貼り付けてください。)

[略]

様式第5号の4 (第10条の5関係)

[略]

(裏)

[略]
駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても、次のいずれかに該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。
(1) [略]
(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
(3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

<p>(4)・(5) [略]</p> <p>(6) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は<u>覚せい剤</u>の中毒者</p> <p>(7)・(8) [略]</p>	<p>(4)・(5) [略]</p> <p>(6) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は<u>覚醒剤</u>の中毒者</p> <p>(7)・(8) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年12月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同月14日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則（表1の項の改正部分に限る。以下この項において同じ。）による改正後の岩手県道路交通法施行細則様式第20号の3は、この規則の施行の日以後に提出する申請書について適用し、同日前に提出した申請書については、なお従前の例による。
- 3 この規則（表2の項の改正部分に限る。以下この項において同じ。）による改正後の岩手県道路交通法施行細則様式第5号の2の12から様式第5号の4までは、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。
- 4 この規則による改正前の岩手県道路交通法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。